

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は昨年 12 月 16 日の政労使会議で、デフレ脱却に向け経済の好循環の実現を果たすことを目的として、賃金上昇等による継続的な好循環の確立などの取り組みを進めることを合意した。一方、今年の春闘では、業績回復が堅調な大手企業を中心に昨年を上回る賃金の引き上げが行われたが、経営が厳しい中小企業では、一部の企業に限られている状況にある。

こうした状況を踏まえ、政府は今年 4 月 2 日の政労使会議において、中小企業における賃金引き上げの環境整備を進めるとして、円安で原材料や電気料金の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう取り組むことを合意した。

このような中で、神奈川県の最低賃金は 887 円であり、未だワーキングプアを解消できない水準にある。

経済の好循環を確かなものにするためには、賃金の引き上げを全ての労働者に適用される最低賃金に波及させることが必要である。

よって、平成 27 年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たり、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 今年 4 月 2 日の政労使会議で合意された、取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取り組みによる価格転嫁等の実効性を上げるため、経済界に対する働きかけを強く行うとともに、合意内容の履行状況についてフォローアップすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 24 日

意見書提出先

内閣総理大臣 / 総務大臣 / 厚生労働大臣 / 神奈川労働局長